

(資料)

カナダの新離婚法

—一九八六年六月一日施行—

村井衡平

一九八六年七月一日に施行された離婚法 (An Act respecting divorce : Loi concernant le divorce) が、カナダにおいてはじめて統一的な離婚の体系を導入した (詳細は、村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九巻二・三号参照)。それ以降、基本的な変更は何もなかった。ところが、最近、一九八五年五月に離婚法の改正案が Bill C-47 で、「離婚及び付隨的救済ならびに関連する強制立法に関する法律」(An Act respecting Divorce and Corollary Relief and related enforcement legislation) として連邦議会に提出され、一九八六年六月一日より、「離婚および付隨的救済に関する法律」(An Act respecting Divorce and Corollary ReLief) と「家族命令および合意強制援助法」(Family

Orders and Agreement Enforcement Assistant Act) が施行された。前者が実質的な離婚法である、本稿はその条文を翻訳によって紹介する目的とする。

それに先立つて、新しい離婚法が制定されるまでの事情を Payne's commentaries on the Divorce Act. 1985. (1986) : Bissett-Johnson & Day, the New-Divorce Law (1986) による簡便なみれば、次のとおりだ。

一九六六年ないし一九八五年の間に、カナダにおいて、離婚数は五〇〇%近く増加した。最近の調査によれば、カナダにおける全婚姻の四〇%は離婚によって終了するところになり、解消される全婚姻の約五〇%は十二年間も続いているなかで、カナダの新離婚法 村井

た。つまり、カナダ人は以前よりも一層若い年代に離婚していることになる。全離婚請求の一%近くは裁判所によつて棄却されており、また全離婚事件のわずか五%が事實審で争わ

れているにすぎない。控え目によつて、カナダ人は彼等の婚姻を裁判上で解消を求めるに当つて、過去一〇年間に裁判費用として五億ドルを費したといふ。このよだな事情をふまえて、

一九七五年に HahLo 教授は離婚に関して、「カナダ法律改正委員会」(Law Reform Commission of Canada) のため非常に貴重な研究成果を準備した。これによれば、多くの

国々の法律を再調査し、改革のための提案をしている。これ

に統いて、一九七六年三月には法律改正委員会より「家族法に関する報告書」(Report on Family Law) が公表された。

その中で委員会は離婚法の改正について十七項目から成る勧告をしてゐる。その内容は次の通りである。

勧告

一 婚姻解消の唯一の基礎は、夫婦間の人間関係の失敗におかれるべきである（以下「婚姻破綻」という）。

二 婚姻上の犯罪、婚姻上の非行、共謀そして承諾は、すべて将来の婚姻破綻事件に適用されるべきでない。

三 婚姻破綻は、夫婦の一方の証拠によつていちど決定的に立証された非司法上のものであるべきである。

四 すべての対立当事者手続は、婚姻解消に関する法律から除去されるべきである。解消手続は、夫婦の一方または双方が離婚を求める単純かつ非難的でない意思を裁判所に提出することによつて開始されるべきである。

五 婚姻解消は、形式的ではあるが、しかし対立当事者のでない審理のうちに立証される裁判所の事務的行為であるべきである。

六 夫婦は、解消手続に参加する一つの条件として別居することを要求されるべきではないし、互いになんらかの権利を侵害したり、さもなければ、反対に夫婦の一方の法律上の地位に影響を及ぼすままにされるべきではない。

七 省察に関する原則は、すべて将来の婚姻解消事件に適用されるべきでない。

八 裁判所は

- (a) 必要な配偶者および子のための財政的な取り決め
- (b) 子の監護、世話、養育および子との面接
- (c) 夫婦の一方と子の間の妨害をしないこと
- (d) 婚姻家庭を使用し、占有する権利（その家具の使用を

含め) および

(e) 所有者でない配偶者が、解消に際して、経済的な再調整の終局命令について利害関係をもつてゐる家財の処分、

管轄区域からの移動または妨害の防止

に關して、一時的命令をなす権限をもつべきである。

九 解消手続において、裁判所の管轄権の及ぶ子が含まれてゐる場合、法律は、裁判所の面前において、裁判所職員、補助職員または、次の目的のために、裁判所によつて指名された地域社会に基盤をおく事業または施設によつて、当事者の即座の非公式の会合—査定評議会が行われることを要求すべきである。

(a) 解消手続の間に夫婦が子の世話、監護、養育および子との面接について、適切な取り決めをしたかどうかを確かめ、もししていなければ、かかる取り決めが夫婦によつて合意され得るかどうかを確かめ

(b) 子のための法律顧問の任命が指示されているかどうかを確かめ

(c) 公の権力(たとえば、公式後見人または児童福祉監督者)による正式な觀察報告が命じられているかどうかを確かめ

(d) 具体的な事情について、強制的な精神病的または心理学的な評価が命じられているかどうかを確かめ

(e) 解消手続の間、子に関する一時的な取り決めの作成ならびに解消に当つて適用される永久的な取り決めの作成について、夫婦に手助けを与えることができる人、事業および施設を夫婦に知らせ

(f) 裁判所が必要性を確かめ、必要な場合には、夫婦または裁判所によつて指名された人、事業または施設が一回または数回、子に関する強制的な協議をするために、裁判所の面前に出頭することを命じじができるようにするため

(g) 可能な場合に、協議と合意によつて、争いのある一時的または永久的の監護手続を避けるべく、夫婦に手助けを与え、そして、さもなければ、判決を求めて子を含む事項を裁判所の面前にもち出すことを避けるため

十 一時的な命令が求められる場合、裁判所は、次の目的のために、査定評議会が設けられるように要求する権限をもつべきである。

(a) 夫婦は、家庭問題について、正式に裁判上の決定を求めて裁判所の面前に行くことなく、一時的または中間的

な取り決めをすべく合意することができるかどうかを確かめ

かめ

(b) 解消手続のために一時的な取り決めを協議したり、解消に当つて適用される永久的な取り決めをするについて、

夫婦に手助けを与えるため、裁判所または地域社会で利用できる人、事業および施設を彼等に知らせるため

(c) 地域社会のために、裁判所において調停、和諧、別居、婚姻解消に関する問題を処理するカウンセリング・サー

ビスを利用できることを夫婦に知らせるため

十一 協議、カウンセリングまたは和諧を裁判所において、または裁判所を通して処理する施設または事業は、解消手続におけるすべての夫婦に手数料とか費用なしに提供されるべきである。

(d) 合理的な期間の経過したのち、合意が得られないならば、裁判上の争点について判決を与え、そして(e)を提供すべきである。

(e) 解消手続におけるすべての段階を経たのち、婚姻を解消すべきである。

十四 意思の通知が提出され、子のための適切な一時的な取り決めがなされ、そして必要な場合に、家族の状況が一時的な裁判所の命令によって安定されたのち、それに統いて次のような手続がとられるべきである。

(a) 夫婦が和諧を考慮し、そして、もし可能であれば、裁判上の争点（子の最善の利益となるような最終的な経済的再調整および永久的な取り決めに関する事項）について合意するため、最初の最少限度の期間が設けられるべきである。

(b) 裁判上の争点について、和諧も合意も行われなかつたことなく、夫婦が和諧の可能性を探ることを可能にすべきである。

(c) 裁判上の争点について、合意が得られなかつたならば、夫婦の一方は判決を求めるべきである。

(d) 最初の最少限度の期間の経過したのち、判決または解消が求められるとき、裁判所は、場合に応じて、さらに

協議を重ねたのち、裁判上の争点について和諧または合意が行われる可能性があるかどうかを評価するため、夫婦に協議を命じる権利をもつべきである。

(e) 協議その他の方法で状況を評価したのち、裁判所は

(i) 経済的な再調整および子に関する事項についての夫婦間の不和の裁定にとりかかり、

(ii) 裁判上の争点について、引き続いて協議するためのさらに合理的な期間、判決を延期し、または

(iii) 当事者が引き続いて和諧を試みるのを許すため、さらには合理的な期間、判決を延期する権限をもつべきである。

(f) 裁判所の命令による延期で許された期間が経過したのち、裁判上の争点について、和諧も合意もできなかつたならば、夫婦の一方は、裁判上の争点について判決を求めることができるべきである。裁判所は最終協議—この場合は審理前の協議を命じ、どたん場での合意ができな

かったとき、判決にとりかかる権限をもつべきである。

(g) 判決ののち、控訴期間が経過後に、夫婦の一方は解消を求めるべきである。

(h) 解消の審理において、婚姻破綻が夫婦の一方または双方の証拠によって立証されるとき、婚姻は裁判所によって解消される旨を宣言されるべきである。

十五 解消手続は、次のような要因に照らして、合理的な時間的わく組の中で設定されるべきである。

(a) 婚姻の解消がもつ重要な性質と調和して、不当な性急

さを避けること

(b) 夫婦による和諧、カウンセリングおよび感情的な調整のための合理的な期間を許すこと

(c) 金銭、財産および子に関する協議のために合理的な期間を許すこと

(d) 合理的な限度で時間的限界を個々の事件の要求に合わせる能力を裁判所に準備すること

(e) 何の役にも立たないとき、遅延を避けること

(f) 意識的な非合理的な遅延を避けるため、最長限度を設けること

十六 提案された手続において

- (a) 夫婦各自が独自に法律上の助言をうける権利
(b) 要求された協議の間の話し合い、または夫婦を含む他の開廷期間に加えて、夫婦が経済的な再調整について協議し、また子に関する取り決めをする権利
(c) 要求された協議または夫婦を含む他の開廷期間中、夫婦各自が弁護士に付き添つてもらう権利
- 十七 裁判所は、適切な事件において、手続の一部で配偶者の出廷を放棄したり、または免除する権利をもつべきである。

右のような経過をたどりて、カナダで新しい離婚法が姿をみせたわけであるが、Bill C-47 の内容について、司法省より情報資料 (Department of Justice Information Papers) が公表されているので、これを紹介しておいた。

司法省情報資料

法案C—47 離婚および付隨的救済

法律の目的

カナダ法律改正委員会による前示のような勧告から約八年を経て、一九八四年一月一〇日にカナダ政府は離婚法を改正するため、Bill C-10 を議会に提出した。この主要な特色の一つは、これが立法化されるならば、現在の十五個の離婚原因は唯一の原因、すなわち、「一年間の別居」で置き代えられるところとなる。この法案は下院の「司法・法律問題委員会」(Justice and Legal Affairs Committee) によって検討が進められてきたが、一九八四年七月に議会が解散され、連邦の選挙が始まつたため、失効してしまつた。そこで、選挙後の新しい政府によって、Bill C-47 として、一九八五年五月に

現在の離婚法を改正するための提案は、不幸にもカナダ国民の大部分に關係のある法律の分野を含んでいる。これらの提案が直接に関心をもつのは、社会的・經濟的諸条件を具えたあらゆる年令の人々であり、そして彼等はこの國のあらゆる地域からやつてくるか、そこに生活している。さらに、議会は、年令・性・宗教的信条または地理的起源に關係なく、

それに含まれるすべての人々の利益を認める離婚の体系のための基礎を提供しなければならない。

離婚は、必然的に、家族の紛争を解決するための最後のよりどころである。しかしながら、それは家族の中で一夜のうちに発生する現象ではないし、また婚姻を取り巻くあらゆる情状を考慮に入れることなく眺めることはできない。離婚にまではいたらないような夫婦の紛争が解決されるための法律的なわく組を作ることは、多分に州議会の責任である。なおまた、離婚は婚姻を解消するものではあるが、大多数の事件において、家族のメンバーの間のすべての関係を終らせるものではない。夫婦間の扶養料および子のための適切な取り決めが行われ、財産が分配されなければならない。さらに、これらすべての離婚の局面に関して、裁判所によってなされる命令は、強制されることができなければなるまい。

一方で、連邦議会は、離婚およびその結果として扶養料・監護を得るために手続を作ることについて責任をもっている。

他方で、州立法部は、離婚にまではいたらない家族の紛争を処理する。婚姻破綻に当つて財産がいかに分割されるべきかについて法律を制定し、そして、とりわけ裁判一般について責任を負わされている。提案された「離婚および付隨的救済

法」がなぜ、州の責任を承認し、そしてできる限り複雑さや重複が少く作用する離婚手続を提供しようとするのか、その理由は正にここにある。「離婚および付隨的救済法」は、新しい組織をもち、そして多くの規定の中に新しい用語を取り入れ、一九六八年の離婚法を完全に改正するものである。それはまた、夫婦の和諧の機会を増しながら、敵対性を少くすることによって、あるいはまた、それが不可能なときは、離婚の結果について、より一層のこと人情味があり、より公正な解消を用意しようとする、離婚手続それ自体を現代化する意図を示している。カナダの離婚法の改正は、家族の紛争を処理する市民および専門家からの増大する圧力を答えて、議会の開会式での女王のお言葉の中で最優先してのべられた。カナダ法律改正委員会、法律および行動科学の専門家として関心のあるグループはすべて、現在の体系の欠陥を認めている。

法律の概要

および監護という付隨的救済を与える管轄権をもつてゐる。

現行の管轄権に関する規則、とくに「現実に」居住すると

いう要件は、多数のカナダ市民および永住者に対し、彼等の移動性が増大しているため、離婚裁判所に近づくことを拒否してしまう。住所に関する要件は、カナダに居住している人々およびカナダに永住するつもりの人々に、裁判所に近づくことを制限する。

「離婚および付隨的救済法」によれば、離婚を審理し、付隨的救済を与える管轄権は、夫婦の一方が手続前に一年間、習慣的に居住していたことを基礎にするという法則を採用する。一年間の居住という要件は、州から州へと裁判所を渡り歩くことを阻止し、そして他方配偶者に不利益を課すといふことのみを基礎にして州を選択することを阻止するのを目的としている。

現行法のもとで付隨的命令を変更するについての管轄権は、その命令をなす州の裁判所にのみ存している。このことは、命令がなされたのちに、夫婦のいずれか一方が他の管轄地域に移動するときには、重大な問題が発生する。「離婚および付隨的救済法」によれば、すべての変更手続は、前夫婦の一方が習慣的に居住しているか、または彼等が審理され、判決が

与えられることに同意する場所において、審理され、判決が与えられることができるという法則を採用する。

夫婦双方が審理をうけ、彼等自身の証拠を提出することを保証するために、新しい法律は、財政的な援助のために、原告の居住地の裁判所に管轄権を与え、変更命令が被告の居住地の裁判所によって確証されることができるようにして、二段階の変更手続を定めている。

一九六八年の離婚法のもとで、裁判所は、原告が同法の定める管轄権の要件に合致しているということを基礎としてのみ、離婚手続において、付隨的救済としての監護を処理する管轄権をもつてゐる。さらに命令をえた裁判所のみが、それを変更する管轄権をもつ。このことは、もし夫婦が別々の州に住んでおり、そして子は一方の親と同居しているか、またはどこか他の場所に住んでいるときに、問題を生じることになる。新しい「離婚および付隨的救済法」によれば、最初の事件および変更手続の双方において、もし監護の問題について対立し、そして関係する子が他州に最も密接にかかわりをもつてゐるとき、事件を他州の裁判所に移送することについて、裁判所に裁量権を与えている。

中央離婚登録所——離婚手続のときに、夫婦が別々の州に

居住していることがしばしば生じる。同じ夫婦に関する離婚訴訟が二つの別個の州の裁判所に係属する可能性をさけるため、すべての離婚訴訟の写しがオタワの中央離婚登録所に送付されなければならない。この登録所は、離婚手続の重複をコンピューターでチェックする仕事をする。この方法によってて、夫婦は彼等の離婚の解消が、判決を言渡し付隨的救済を与えるについて適切な管轄権をもつ一つの裁判所によって与えられることが保証される。

政府の支出減少および収入発生をはかるための一部として、中央離婚登録所によってなされるサービスのために、離婚する夫婦に現在では一〇ドルの費用が課せられるであろう。

離 婚

一九六八年の離婚法は、一部分、婚姻に関する非行または過失という原理によっている。過失は、婚姻が解消されるべきかどうかを決定する要因の一つであり、そして行為もまた被告配偶者の権利、普通は妻の扶養料請求権を決定する要因でもある。

永久の婚姻破綻は、かかるものとして、離婚の原因ではない。なぜならば、婚姻破綻はそれが離婚の基礎となるために

は、当事者は離婚訴訟の提起のときに、少くとも三年間、別居していなければならないし、そして永久的な婚姻破綻は、アルコール中毒とか投獄のように、多くは過失の要素を含んだ一つまたはそれ以上の特別の事情に関する証拠によって立証されなければならない。

婚姻破綻を立証するのが許される唯一の中立的な事情は、当事者が一定の期間、別居していたということである。

利用できる離婚原因が十五個あるけれども、カナダ人はほとんど、ただ三個にたよっている。虐待・姦通そして別居がそれである。他の十二個の原因是、ほとんど無視されている。新らしい「離婚および付隨的救済法」は、"婚姻破綻"を唯一の離婚原因として採用する。このことは、離婚は婚姻破綻の事実を反映するものであるべきで、行為がかかるものとして良いか悪いかによる報酬や処罰を構成すべきではないという広く認められた原理を承認するものである。

新らしい法律によれば、婚姻破綻は以下の事情のうちの一つまたはそれ以上によってのみ立証されると定めている。

(a) 離婚手続をとることを決定する直前、夫婦が少くとも一年間、別居しており、しかも手続開始のときに別居していたか、もしくは、

(b) 離婚手続が提起された配偶者が婚姻奉式以来、(i)姦

通を犯したか、または(ⅱ)他方配偶者を継続的な夫婦の同居を耐えがたいものにするような肉体的または精神的虐待をもって取り扱つた。

別居の期間を現在要求されている三年から一年に短縮したことは、夫婦間の紛争を減らすこと目的としている。同時に、それは第二の考え方を許し、また軽率で性急な離婚をさけるために、とくに法律は、別居期間が中断することなく、和諧の目的のために同居を回復する期間を認めるがゆえに、充分に長いと考えられる。

姦通および虐待は、長い間、婚姻破綻の適切な証拠と考えられ、そしてそれらは不適切な事件における便宜のための道徳的および実際的な理由のために、二者択一として利用されることができよう。

離婚手続および離婚の結果を取り決めについての対立当事

者の的な性質をさらに少なくしとする試みから、新しい「離婚および付隨救済法」は、夫婦の一方の利益のため行動する弁護士に、夫婦の和諧の可能性について話し合いをする彼または彼女の法律上の義務の上に、社会において利用できる現存の和解および調停サービスについて助言すべき義務

を課すことになる。

付隨的救済——連邦および州双方の法律のもとで与えられた扶養および監護命令の強制のための機構を改善するのを目的とする「家族命令および同意強制援助法」と同時に導入されたので、ここで並行して論じておくことにしよう。

A 扶養命令 離婚にもとづいて扶養料を与える現在の体系は、低賃金または無職の配偶者の行為および夫婦各自の条件と資力に焦点を合わせる傾向にある。低賃金または無職の配偶者は、しばしば財産もなく収入を得る能力もないのに、扶養料を与えることは長期間にわたって許され勝ちであった。婚姻における平衡の概念は、婚姻に関するすべての経済的利益（すなわち、財産）および不利益（収入を得る能力を欠くこと）が、離婚に当つて夫婦双方に分配されるべきことを要求する。

州の立法は、とくに婚姻財産の分割の領域において、婚姻は夫婦双方がそれに平等に参与する権利および責任の分配された一つの制度であることを承認している。この関連において、ある共同の義務が存在し、その一つによれば、夫婦は、もし可能であれば、別居後の合理的な期間内に、お互ひが経

済的に独立するように試みるべきである。その目的は、ある場合には経済的な再調整はできないことを認めながらも、別居したのち、夫婦が彼等自身を回復することができるようになることにある。たとえば、三〇年間も働いたことのなかつた老婦人は、若い子のない女性と同様の経済的自活を得ることとは、全然とはいわないまでも、不可能であろう。前記の要因は、離婚法の中および離婚にもとづく扶養料を与えることに関して、認められるべきである。

新らしい「離婚および付隨的救済法」によれば、夫婦の一方の申立にもとづいて、裁判所はその後における変更の権利のあることを条件として、一方の配偶者のために扶養料に関する仮または終局命令を与えることができよう。同じ標準・目的そして可能な条件が、命令が仮のものか永久のものか、またはその後に変更されるかどうかについて、適用されよう。かかる命令をなすに当って、裁判所は、夫婦が同居した期間、同居中に夫婦各自によって遂行された機能を含めて、夫婦各自の条件・資力・必要性および他の事情を考慮すべきものとする。

前期の標準の中には、同居の期間および同居中に遂行された機能が含まれていた。老夫婦を保護するために、多くのグ

ループおよび個人が、扶養料を必要とする期間およびその金額を評価するために特別にこれらの標準によることを主張したが、この関心には充分に答えられている。

姦通または虐待によって立証される婚姻破綻を理由に離婚を得ることはいぜんとして可能ではあるけれども、新らしい法律によれば、扶養料に関する命令をなすに当って、裁判所は、『婚姻に関する配偶者のどのような非行も考慮に入れたいものとする』と明記している。

この規定は夫婦間の扶養を一般的に定める州の立法と調和しているし、また扶養は需要を満たすものであって、行為の善惡に応じて、刑罰を科したり報酬を与えるものではないという広く受け入れられた原理と一致している。

これらの標準に加えて、裁判所はまた、扶養の目的によってさしすされるであろう。これは一九八三年のカナダ最高裁判所の *Messier v. Delage* 事件において、裁判所が扶養料を与えることに関する、離婚法の中にガイドラインが欠けていふことが批判されたのに答えるものである。これらの目的は、それゆえに以下のとおりにならう。

(a) 婚姻またはその破綻から夫婦に生じる経済的な利益または不利益を認める」と

(b) 第七項に従つて夫婦間に分配された義務に加えるに、婚姻による子の世話から生じる財政的な結果を夫婦の間に分配すること

(c) 婚姻破綻より生じる経済的困難さから夫婦を解放すること

(d) 実行できる限り、合理的な期間内に夫婦各自の経済的自足を促進すること

(d) にみた義務は、子の扶養に関連している。夫婦は子を養育するについて共同の財政的な義務を負つており、それは彼等がそれに寄与すべき相対的な能力に従つて夫婦の間に分配されることを認めるものである。

夫婦間の扶養のいくつかの目的の間に、優先の順位とい

ものはない。明らかに第二の目的は、婚姻による子のない場合に適用されないであろう。婚姻の破綻より生じる経済的に困難な事態から夫婦を解放する目的は、生活水準の喪失のような離婚によって招かれ得る困難な事態のために、財政的救済を供給することを意図している。

「経済的自足」という目的は、合理的な期間内、夫婦各自のかかる自足を促進することが可能である限り、妥当する。同居の期間およびその間に遂行された機能を含めて、すべて

の標準が適用されるべきであつて、このような制約は、これらの目的を扶養されている老夫婦にとって不適に不利益になるよう使用されることを阻止するであろう。

裁判所が、経済的自足は婚姻の期間および同居中に遂行された機能を考慮して達成できるか、達成されるべき旨を決定するとき、これらの目的は、裁判所が期間を定めて命令するのを許すことになる。反対に、これらの目的は、夫婦の一方が困難な事態になって自足できないとき、扶養に関する永久的命令を許すであろう。それらはまた、債務者である配偶者がこれらの命令に従うこと、および執行を容易にするために担保を提供することを要求する権限を裁判所がもつことを許すであろう。

現行の離婚法のもとにおいて、裁判所は、扶養料命令に関して、適正かつ公平であると考える制限・条件 (terms and conditions) または制約を課すことができる。裁判所は、長年の間、経済的自足が可能であったとき、適当な事例において、期間を定めて扶養料を課していた。新しい法律は、これらの権限を明確に与えている。

新しい「離婚および付隨的救済法」が特別な場合のすべての事情を考慮して、適当な事例において、期間を定めた扶養

命令をなす明白な権限を裁判所に与えるとき、かかる許与は、無期限に、変更されたり、または回復されたりすべきではないということになる。さもなければ、かかる命令は無意味である。しかしながら、新しい法律は、ある事情が生じるとき、不正義を軽減するため、ある例外を設けている。すなわち、期間を定める扶養料の許与が終了したのちに生じるすべての条件、および前配偶者がそれによって蒙り得る扶養の必要性は、他方配偶者の責任とされるであろう。

経済的困難が婚姻に関する事情の変更によつて生じたことが立証され、それらが当初の命令のときに存在していたならば、当初の命令はちがつたものになつたであろうということが立証されるような事情のあるとき、命令の条件の変更に関する申立ては、受理されるであろう。このことは、たとえば、子の世話をに関する事情が変更したため、期間を定める扶養料の許与が終了したのちに、無力であつた前配偶者の経済的自立が可能になった場合を含んでいよう。

B 監護命令 一九六八年の離婚法は、裁判所がその事情のもとでそうするのが適當かつ公平と考える、子の監護・世話をよび養育のためのどのような命令でもなすことができるとする権限を定めている。

子に關するすべての用意が、すべての事情を考慮して彼等の最善の利益にのみ従つてなされるのを法律は保証すべきである、ということが広く承認されている。新しい法律はかかる規定を含んでいる。

それに付隨して、法律はまた、裁判所が配偶者の双方または一方のために、子の監護または面接を許与する権限をもつてゐる。加えて、許与に当つては、子はその事情のもとで適切である限り、夫婦各自と多くの接觸をもつべきであるといふ、明言された原則を考慮に入れなければならない。

控訴——新しい「離婚および付隨的救済法」は、離婚手続で裁判所によつて言渡された判決または命令に対する控訴もしくはその後のかかる命令の変更に関して、規定している。

離婚それ自身についていえば、それを許す判決が与えられた日から三〇日後、かかる期間の終了に當つて審理中の控訴に従いながら、効力を生じるであろう。もし判決が最高裁判所へ最終的に控訴されるならば、控訴が無益であつたときは別として、控訴審の判決が言渡された日に効力を生じることにならう。

扶養料または監護命令に關して、控訴期間は命令がなされた日から三〇日以内であつて、特別な事情によつて、この期

間は控訴裁判所によって伸長されることがある。

控訴の手段として、しかしながら、必然的に離婚に関する連邦の管轄権に従わなければならないものではない。すべての州は、その裁判所の判決または命令に対する控訴を規定している。離婚手続において、控訴の道順を統一することに國家的な利益は何もない。新しい「離婚および付隨的救済法」が、控訴は州によって離婚手続を審理するために定められた裁判所からの控訴を通常審理する控訴裁判所によって審理されるであろう、と定める理由はここにある。

手続——現在、離婚事件は、一般に州によって、州の裁判所または控訴裁判所に与えられる規則制定権によって定められる。

しかしながら、一九六八年の離婚法のいくつかの手続的要件の一つとして、離婚は“陪審なしに裁判官によってされるべき審理のもの”でなければ与えられないということである。他の民事訴訟と同様に、婚姻の破綻を対立当事者の手続に従わせることは、多くの場合に不適切であり、とくに当事者双方が離婚を望むとき、付隨的な救済に関する争いが解決されているとき、子のないとき、または監護に関する争いが解決されているときにそうである。

新しい「離婚および付隨的救済法」は、州が口頭の審理

(Oral hearing) のない離婚手続を決定することに関して、規則を制定することを許している。州は、対立した争点が何もない事件において、私室の裁判官または裁判所の他の適当な職員によって、離婚原因に関する書面による証拠、扶養料、婚姻財産の分割および監護の約定に関するその結果を受理し、そして裁判のための要件が満たされたことに満足するとき、判決の言渡に関する勧告をするための特有な規則を発展させることができるであろう。当事者は、準備が裁判所によって満足のいくようになされたならば、"裁判所の職員"の面前に出頭することは必ずしも必要とされないであろう。

しかしながら、離婚を許すために新しい「離婚および付隨的救済法」によって裁判所に与えられた権威は、裁判官または陪審のない裁判所によってのみ行使されるであろうという点に注意しなければならない。

結論

一九六八年の離婚法の作用に関する法律専門家、全国的な婦人グループ、私的な市民、関心のあるグループそして弁護士による長年の間の変化に関する批判や提案を考慮し、また過去十七年間にわたるわれわれの社会の変化に照らして、新

しい「離婚および付隨的救済法」は、彼等の婚姻が破綻してしまった人々のために、家族の紛争を積極的に解決するための公正な組織として、カナダ国民の期待に答えるべきである。

離 婚 法 (一九八五年)

(S. C. 1986. C. 4)

女王陛下は、カナダの上院および下院の助言と承認を得て、次のように制定する。

略 称

第一条（略称）本法は、離婚法と略称される」とができる。

解 釈

第二条（定義）(1) 本法において、裁判所からの控訴について、「控訴裁判所」とは、該控訴について控訴管轄権を行う裁判所を意味する。「婚姻による子」とは、夫婦または前夫婦二人の子であつて、問題となつてゐるとき、

カナダの新離婚法 村井

- (a) 十六才未満であるか、または十六才以上であり、彼等の負担とされているが、しかし病氣・無能力その他の理由で、彼等の負担を免れたり、または生活必需品を得ることができないものを意味する。

「付隨的救済手続」とは、前夫婦の一方また双方が扶養命令（support order）または監護命令（custody order）もしくは同時に両命令を求めて裁判所において行う手続をいう。

州について「裁判所」とは、

- (a) オンタリオ、ノバスコシアまたはニューファンドランド諸州では、州の地方裁判所（supreme court）の事実審理部
(b) ケベック州では、控訴裁判所（superior court）
(c) ブリティッシュ・コロンビアまたはプリンス・エドワード・アイランード諸州では、地方裁判所
(d) ニューブラウンスウィック、マニトバ、サスカチュワーンまたはアルバータ諸州では、女王座裁判所、そして
(e) ユーコン準州およびノースウェスト準州では、地方裁判所

を意味し、また本法のための裁判所として、州の評議会における副知事によって指定され、その判事が法務長官によつて任命される州の他の裁判所を含む。

「監護」とは、世話・養育および監護に付隨する他の事項を含む。

「監護命令」とは、第十六条第一項のもとでなされる命令を意味する。

「離婚手続」とは、夫婦の一方または双方が離婚のみを求めるか、それと同時に扶養命令または監護命令もしくは両命令を求める裁判所での手続を意味する。

「夫婦」とは、互いに婚姻している男女それを意味する。

「扶養命令」とは、第十五条第二項のもとでなされる命令を意味する。

「変更命令」とは、前夫婦の一方また双方が変更命令を求める裁判での手続を意味する。

(2) 婚姻による子。第一項の「婚姻による子」を定義するため、夫婦または前夫婦二人の子には
(a) その子のために、彼等双方が親に代つてその地位にあるとき

(b) 子にとって、一方が親であり、他方が親に代つてその地位にあるとき

(3) 文言は制限的でない。本法のもとで裁判所における手続をのべるために使用する「申請」(application)という文言は、該裁判所において行われる手続の名称・形式および方法を制限するものと解釈されないものとし、また該裁判所における手続の名称・形式および方法は、該裁判所における法則および手続を調整する規則によつて用意されるものとする。

管轄権

第三条（離婚手続における管轄権）(1) 州の裁判所は、夫婦の一方が手続を開始する直前に少くとも一年間、州内に居住していたとき、離婚手続を審理し、また決定する管轄権をもつ。

(2) 二つの手続が別の日に開始されたときの管轄権。同じ夫婦の間の離婚手続が、さもなければ第一項のもとで別の裁判所が管轄権をもつべきときには、二つの裁判所に係属しており、かつ、別の日に開始され、しかも最初に開始された

手続が、開始後、三十日以内に中止されないと、離婚手

続が最初に開始された裁判所は、そのとき夫婦間に係属しているすべての離婚手続を審理し、また、決定する管轄権をもち、第二の離婚手続は中止されるとみなされるものとす。

(3)

二つの手続が同じ日に開始されたときの管轄権。同じ夫婦の間の離婚手続が、さもなければ第一項のもとで別の裁判所が管轄権をもつべきときに、二つの裁判所に係属しており、かつ、同じ日に開始され、しかもいづれの手続も、開始後、三十日以内に中止されないと、連邦裁判所一事実審理部は、そのときに係属しているすべての離婚手続を審理し、また決定する管轄権をもち、それらの裁判所における離婚手続は、該裁判所の指示により、連邦裁判所一事実審理部に移送されるものとする。

第四条（付隨的救済手続の管轄権）裁判所が前夫婦の一方または双方に離婚を容認したとき、裁判所は付隨的救済手続について審理し、また決定する管轄権をもつ。

第五条（変更手続の管轄権）(1) 州の裁判所は

(a) 前夫婦の一方が、手続の開始されるとき、州内に通常に居住しているか、または

(b) 前夫婦の双方が裁判所の管轄権を承認するとき

変更手続を審理し、また決定する管轄権をもつ。

(2) 二つの手続が別の日に開始されたときの管轄権。同じ前夫婦の間で、しかも同じ事項について、さもなければ第一項のもとで別の裁判所が管轄権をもつべきときに、変更手

続が二つの裁判所に係属しており、かつ、別の日に開始され、しかも最初に開始された手続が、開始後、三十日以内に中止されないと、変更手続が最初に開始された裁判所は、そのとき前夫婦間に係属しているすべての変更手続を審理し、また決定する管轄権をもち、第二の変更手続は中止されるとみなされるものとする。

(3) 二つの手続が同じ日に開始されたときの管轄権。同じ

前夫婦の間で、しかも同じ事項について、さもなければ第一項のもとで別の裁判所が管轄権をもつべきときに、変更手続が二つの裁判所に係属しており、かつ、いづれの手続も、開始後、三十日以内に中止されると、連邦裁判所一事実審理部は、そのとき前夫婦間に係属しているすべての変更手続を審理し、また決定する管轄権をもち、それらの裁判所における変更手続は、該裁判所の指示により、連邦裁判所一事実審理部に移送されるものとする。

第六条（監護が申請されるとき、離婚手続の移送）(1) 第

十六条のもとで命令の申請が州の裁判所に対する離婚手続においてなされ、かつ、他方がこれに対し、しかも命令が求められている婚姻による子が他州と最も実質的に結合しているとき、裁判所は、夫婦の一方の申請またはその職権により、離婚手続を該他州の裁判所へ移送することができ

る。

(4) 専属的管轄権。 第三条ないし第五条の規定にかかわらず、本法のもとで手続がそこに移送された州の裁判所は、手続を審理し、また決定する専属的管轄権をもつ。

第七条（判事による専属的管轄権の行使）離婚を容認するため本法によって裁判所に付与された権限は、陪審なしに、裁判所の判事のみによって行使されるものとする。

離 婚

第八条（離婚）(1) 正当な管轄権のある裁判所は、夫婦の

一方または双方の申請により、彼等の婚姻は破綻していることを理由に、夫婦の一方または双方に離婚を容認することができる。

(2) 婚姻の破綻。 婚姻の破綻は、

(a) 夫婦が離婚手続の直前、少くとも一年間、別居していくことによって変更命令の申請が州の裁判所に対する変更手続においてなされ、かつ、他方がこれに反対し、しかも命令が求められている婚姻による子が他州と最も実質的に結合しているとき、裁判所は、前夫婦の一方の申請またはその職権により、変更手続を該他州の裁判所へ移送することができ

(b) 離婚手続が提起された配偶者が婚姻の挙式以後に、配偶者に、夫婦が同居を継続するのを耐えが

たいものとするような肉体的または精神的な虐待を
加えた」と

のみで立証される。

(3) 別居期間の算定。 第二項(a)のために

(a) 夫婦は、彼等が別れて生活し、かつ、彼等の一方が

他方と別居する意思をもつていた期間、別居していた

ものとみなされ、または

(b) 夫婦が別居していた期間は

① 夫婦がそのように不可能にならなければ、多分、

別居は継続されたと、裁判所が判断するとき、夫婦
の一方が別居を継続する意思を形成したり、それを
もつことが不可能になつたか、または夫婦自身の意
思で別居を継続することが不可能になつたという理
由のみで、もしくは

② 夫婦が和諧を第一の目的として引き続き、または

合計で九十日を越えない期間、同居を再開したとい
う理由のみで

中断または終了されたものと考えられないものとする。

第九条 (法律顧問—Legal adviser) (1) 離婚手続におい
て、夫婦の一方のために行動する」とを引き受けたすべて

の弁護士 (barrister, solicitor, Lawyer or advocate)
は

(a) 夫婦の注意を、夫婦の和諧を目的とする本法の規定
に引き付け、また

(b) 和諧の可能性について夫婦と話し合い、かつ、夫婦
が和諧を達成するのに援助を与えることができるにち
がいないと彼または彼女が承知して「マリッジ・カ
ウンセリングまたはガイダンス施設 (facilities) を夫
婦に通知する義務がある。但し、事件の事情からみて、
それが明らかに適当でないときは、この限りでない。

(2) 同じ。 離婚手続において、夫婦の一方のために行動す
ることを引き受けるすべての弁護士は、扶養命令または監
護命令の対象をなす基礎事実 (matter) を協議する」と

が適切であることを夫婦と話し合い、かつ、これらの基礎
事実の協議について、夫婦に援助を与えることができるに
ちがいないと彼または彼女が承知している調停施設を夫婦
に通知する義務がある。

(3) 証明。 弁護士によつて裁判所に提出され、形式的に離
婚手続を開始するすべての書面には、彼または彼女が本条
にしたがつたことを証明する陳述を含むものとする。

第十条（裁判所の義務—和諧）(1) 離婚手続において、証拠を考慮するに先立ち、夫婦に和諧の可能性のないことを自身で納得するのが、裁判所の義務である。但し、事件の事情からみて、それが明らかに適当でないときは、この限りでない。

(2) 延期。 離婚手続のどの段階においても、事件の事情・

証拠もしくは夫婦の一方または双方の態度からみて、夫婦に和諧の可能性があると裁判所が判断するとき、裁判所は

(a) 夫婦に和諧の機会を与えるために手続を延期し、か

つ

(b) 夫婦の同意のもとに、または裁判所の裁量により

① マリッジ・カウンセリングまたはガイダンスの経験があるか、または訓練をうけている人、もしくは

② 特別の事情のあるとき、誰か他の適当な人を指名し

夫婦が和諧を達成するのを援助するものとする。

(3) 再開。 第二項のもとで延期された日から十四日を経過したとき、裁判所は夫婦の一方または双方の申請により、手続を再開するものとする。

(4) 指名された人に権限はなく、また強制されない。 本条

のあとで夫婦が和諧を達成するのを援助するためには指名された人は、そのために裁判所によつて指名された人としての資格で、彼または彼女に對してなされた自白または通信(communication)を、法律上の手続において開示(display)する権限はないし、またはそれを強制されるといふべきではない。

(5) 証拠は許されない。 和諧を達成する過程においてのべられたこと、自白または通信の証拠は、法律上の手続において許されない。

第十一条（裁判所の義務—抗弁）(1) 離婚手続において

(a) 離婚の申請について共謀(collusion)のなかつたこと

とを自身で納得し、かつ、その提出に當つて共謀があつたことを認定するとき、申請を棄却し

(b) 婚姻による子の扶養のために合理的な取決めがなされたことを自身で納得し、かつ、かかる取決めがなれていなかつたとき、取決めがなされるまで、離婚を

容認することを中止し、また

(c) 離婚が第八条第二項(b)にのべられた事情で求められるととも、手続を提起する配偶者の側に宥恕(condonation)または承認(consent)がなかつたことを

身で納得し、かつ、訴えている行為を該配偶者が有怨

たは承認していたとき、裁判所の意見によれば、離婚を容認する」とが公の利益 (public interest) により

良く役立つときを除き、離婚の申請を棄却する

のが裁判所の義務である。

(2) 復活。有怨されたいかなる行為も、第八条第二項にの

べられた事情を構成するように復活されることができない。

(3) 有怨。和諧を第一の目的として、引き続き、または合計で九十日を越えない期間、同居を継続または再開することは、本条のために、有怨を構成するものと考えられないものとする。

(4) 「共謀」の定義。本条において、「共謀」とは、裁判を破壊する目的で、離婚の申請人が直接または間接に当事者である合意または譲讓を意味し、さらに証拠をねつ造するか、隠蔽するか、または裁判所をだます合意。理解または取決めを含むが、当事者間の別居・財政的援助・財産の分割または婚姻による子の監護を定める範囲についての合意は、これに含まない。

第十二条（一般的な発効日）(1) 本条にしたがい。離婚は、離婚を容認する判決が言渡される日から三十一日後に効力

を生じる。

(2) 特別な事情。離婚を容認する判決が言渡された日また

はそれ以後

(a) 裁判所の意見によれば、特別な事情のため、離婚が判決の言渡される日から三十一日後よりも早く効力をもつべきであり、かつ

(b) 夫婦は、判決に対してすでになされた控訴が放棄されることを合意し、また約束するとき

裁判所は適当と判断するより早い時期に、離婚が効力を生じることを命じることができる。

(3) 控訴のときの発効日。第一項に示された期間の終了するとき、それについて控訴が係属している離婚は、控訴で無効とされたときを除き、その訴またはその後の訴にもとづいた判決に対し、控訴を提起するため、法律によつて定められた期間を経過することにより、効力を生じる。

(4) 延長が算入される。第三項のために、訴にもとづく判決に對して控訴を提起するため法律によつて定められた期間は、該期間前に法律によつて定められたか、または該期間の経過前に提起された申請にもとづき、その後に定めら

れた延長を含む。

(5) 控訴期間のその後の延長はない。他の法律にかかわらず、第三項に示された判決に対する控訴を提起するため法律によつて定められた期間は、該期間の経過前に提起された申請によるものを除き、該期間の経過後は、延長されることができない。

(6) カナダ最高裁判所の判決の効力日。控訴がカナダ最高裁判所に提起された離婚は、控訴で無効とされたときを除き、控訴による判決が言渡される日に効力を生じる。

(7) 離婚の証明書。離婚が本条によつて効力を生じるとき、離婚を容認する判決を言渡した裁判所の判事または職員、もしくは判決に対して控訴が提起されたときは、最後の控訴にもとづいて判決を言渡した控訴裁判所の判事または職員

は、請求により、本法のもとで言渡された離婚が、特定の日現在で効力のある特定の人の婚姻を解消したことの証明書を誰にでも発行するものとする。

(8) 決定的証拠。第七条に示された証明書またはその認証された写しは、証明書に署名したらしい人の署名または権限についての証拠なしに、認証された事實について決定的証拠である。

第十三条（カナダ全土に法律上の効力）効力を生じることにより、本法のもとで言渡された離婚は、カナダ全土に法律上の効力をもつ。

第十四条（婚姻は解消される）効力を生じることにより、本法のもとで言渡された離婚は、夫婦の婚姻を解消する。

付隨的救済

第十五条（夫婦の定義）(1) 本条および第十六条において「夫婦」とは、第二条第一項によつて指定された意味をもち、また前夫婦を含む。

- (2) 扶養命令 (support order)。正当な管轄権をもつ裁判所は、夫婦の一方または双方の申請により、夫婦の一方に(a) 他方配偶者
(b) 婚姻による子の一人または全員
(c) 他方配偶者および婚姻による子の一人または全員の扶養のために、裁判所が合理的と考へる一時金または定期金もしくは一時金および定期金を夫婦の一方が保証し、または支払い、もしくは保証し、かつ、支払うよう要求する命令をなすことができる。
- (3) 扶養のための仮命令。申請が第二項のもとでなされる

とき、裁判所は、夫婦の一方または双方の申請により

(a) 他方配偶者

(b) 婚姻による子の一人または全員

(c) 他方配偶者および婚姻による子の一人または全員

の扶養のために、裁判所が合理的と考える一時金または定期金もしくは一時金および定期金を夫婦の一方が保証し、

または支払い、もしくは保証し、かつ、支払うよう要求する仮命令を、第二項のもとで申請について決定を審理中に、なすことができる。

(4) 制限および条件。 裁判所は、本条のもとで、確定または不確定の期間、もしくは特定の事件が生じるまで、命令をなすことができるし、またそれについて適切かつ正当と考える制限・条件または制約を課すことができる。

(5) 要因。 本条のもとで命令をなすため、裁判所は、夫婦の同居した期間

(a) 同居中に夫婦によつて遂行された機能、および夫婦または子の扶養についての命令・合意または取決めを含め、扶養が求められている夫婦各自および婚姻による子の条件・資力・必要性および他の事情

を考慮に入れるものとする。

(6) 配偶者の非行。 本条のもとで命令をなすために、裁判所は、婚姻をめぐる夫婦の一方の非行を考慮に入れないとする。

(7) 配偶者の扶養命令の目的。 配偶者の扶養について定める本条のもとでなされる命令は

(a) 婚姻の破綻より生じる夫婦への経済的な利益または不利益を承認し

(b) 第八項によつて夫婦間に配分される義務の範囲を越えて、婚姻による子の世話から生じる財政的な結果を

夫婦間に配分し

(c) 婚姻の破綻より生じる経済的な困難から夫婦を解放し、かつ

(d) 実行できる限り、合理的な期間内に夫婦各自の経済的自足を促進すべきである。

(8) 子の扶養命令の目的。 婚姻による子の扶養について定める本条のもとでなされる命令は

(a) 夫婦が子を養育(maintain)することについて共同の財政的な義務を負つてることを承認し

(b) この義務を、義務の履行に寄与する彼等の相互的な能力に応じて、夫婦間に配分すべきである。

- (9) 命令の譲渡。本条のもとでなされた命令は評議会における総督 (the Governor in Council) によって指名されるカナダのための女王の大臣

(b) 州の評議会における副知事によつて指名される州の

ための女王の大臣

(c) ヨーロン準州の委員によつて指名されるヨーロン準

州の評議会の一員、または

(d) ノースウエスト準州の委員によつて指名される準州の評議会の一員

に譲渡されることができる。

- 第十六条 (監護命令—custody order) (1) 正当な管轄権

をもつ裁判所は、夫婦の一方または双方もしくは他の人の

申請により、婚姻による子の一人または全員の監護または

面接 (access) もしくは監護および面接について命令をなすことができる。

- (2) 監護の仮命令。申請が第一項のもとでなされたとき、

裁判所は、夫婦の一方または双方もしくは他の人の申請に

より、第一項のもとで申請について決定を審理中に、婚姻

による子の一人または全員の監護または面接もしくは監護および面接について命令をなすことができる。

- (3) 他人による申請。夫婦以外の人は、裁判所の許可なしに、第一項および第二項のもとで申請をなすことができない。

(4) 共同の監護または面接。裁判所は、本条のもとで、婚姻による子の一人または全員の監護または面接を一人または複数の人に許す命令をなすことができる。

(5) 面接。裁判所が別の命令をなすときを除き、婚姻による子の面接を許された夫婦の一方は、子の健康・教育および福祉について調査し、また情報を与えられる権利をもつ。

(6) 制限および条件。裁判所は、本条のもとで、確定または不確定の期間、もしくは特定の事件が生じるまで、命令をなすことができるし、またそれについて適切かつ正当と考える制限・条件または制約を課すことができる。

(7) 住居の変更についての命令。第六項の一般性を制限することなく、裁判所は、本条のもとでなされる命令に、婚姻による子の監護をする人およびその子の住居の場所の変更を望む人に対し、変更前、少くとも三十日または別に裁判所が特定する変更前の期間に、その変更・変更の時期および子の新らしい住居の場所を、その子の面接を許されている人に通知することを要求する条項を含めることができ

る。

- (8) 要因。 本条のもとで命令をなすとき、裁判所は、子の条件・資力・必要性および他の事情を参照して決定される婚姻による子の最善の利益のみを考慮に入れるものとする。
- (9) 過去の行為。 本条のもとで命令をなすとき、裁判所は、その行為が子の親として行動する人の能力に関係するときを除き、人の過去の行為を考慮に入れないとする。
- (10) 最高度の交渉 (contact)。 本条のもとで命令をなすとき、裁判所は、"婚姻による子は子の最善の利益と一致するよう、夫婦各自と充分な交渉をもつべきである"との原則を実行するものとし、またそのために、かかる交渉を容易にするよう、監護を求めている人の希望を考慮に入れるものとする。
- 第十七条 (変更・取消または延期命令)
(1) 正当な管轄権のある裁判所は
- (a) 前夫婦の一方または双方の申請により、扶養命令またはそれについての規定、もしくは
- (b) 前夫婦の一方または双方もしくは他の人の申請により、監護命令またはそれについての規定を将来に向つて、または週期的に変更し、取消し、または延
- (2) 他の人による申請。 前夫婦以外の人は、裁判所の許可なしに、第一項(b)のもとで申請することができない。
- (3) 制限および条件。 裁判所は、変更命令に、本法のもとで、変更命令が求められている命令に含めることができた規定を含めることができる。
- (4) 扶養命令のための要因。 裁判所が扶養命令について変更命令をなすに先立ち、裁判所は、扶養が求められているか、または求められた前夫婦の一方または婚姻による子の条件・資力・必要性または他の事情に、扶養命令または該命令について最後の変更命令がなされたのち、変化が生じたことを自身で納得するものとし、また場合に応じて、変更命令をなすとき、裁判所はかかる変化を考慮に入れるものとする。
- (5) 監護命令のための要因。 裁判所が監護命令について変更命令をなすに先立ち、裁判所は、婚姻による子の条件・資力・必要性または他の事情に、監護命令または該命令について最後の変更命令がなされたのち、変化が生じたことを自身で納得するものとし、また場合に応じて、変更命令をなすとき、かかる事情を参照して決定される子の最善の

利益のみを考慮に入れるものとする。

(6) 行為。変更命令をなすとき、裁判所は、本法のもとで、変更命令が求められている命令で考慮されることが可能なかつた行為を考慮に入れないものとする。

(7) 前夫婦の扶養命令を変更する変更命令の目的。前夫婦の扶養について定める扶養命令を変更する変更命令は、(a) 婚姻またはその破綻より生じる前夫婦の経済的な利益または不利益を承認し

(b) 第八項によつて前夫婦間に配分される義務の範囲を越えて、婚姻による子の世話から生じる財政的な結果を前夫婦間に配分し

(c) 婚姻の破綻より生じる経済的な困難から前夫婦を解放し、かつ

(d) 実行できる限り、合理的な期間内に前夫婦各自の経済的自足を促進すべきである。

(8) 子の扶養命令を変更する変更命令の目的。婚姻による

子の扶養について定める扶養命令を変更する変更命令は、前夫婦が子を養育するについて共同の財政的な義務

(a) を負つてることを承認し
(b) この義務を、義務の履行に寄与する彼等の相互的な

能力に応じて、前夫婦間に配分すべきである。

(9) 最高度の交渉。監護命令を変更する変更命令をなすときは、裁判所は、"婚姻による子は子の最善の利益と一致するよう、夫婦各自と充分な交渉をもつべきである"との原則を実行するものとし、またそのため、変更命令が子を監護していない人に監護を許すとき、裁判所は、かかる交渉を容易にするよう、その人の希望を考慮に入れるものとする。

(10) 制限。第一項にかかわらず、扶養命令が確定期間または特定の事件が生じるまでの扶養について定めるとき、裁判所は、該期間の経過後または該事件の発生後になされた申請により、扶養を再開するため扶養命令をなすことができる。但し、裁判所が

(a) 変更命令は、婚姻について第四項に示された変化により生じた経済的な困難を解放するため必要であり、かぎり(1) (b) 変化した事情は、それらが扶養命令または該命令についてなされた最後の変更命令のときに存在すれば、場合に応じて、別の命令になつたにちがいないことを納得するときは、この限りでない。

(1) 命令の写し。裁判所が他の裁判所でなされた扶養命令または監護命令について変更命令をなすとき、裁判所の判事または職員によつて認証された変更命令の写しを、かかる他の裁判所へ送付するものとする。

第十八条（定義）(1) 本法および第十九条において「法務長官」とは、州について

(a) ユーコン準州では、ユーコン準州委員会によつて指名されたユーコン準州評議会の一員

(b) ノースウェスト準州では、ノースウェスト準州委員会によつて指名された準州評議会の一員

(c) 他の諸州では、州の法務長官

を意味し、かつ、評議会の一員または法務長官のために、本条または第十九条のもとで、彼等に代つて職務を遂行する権限を書面によつて与えられた人を含む。

「仮命令」とは、第二項によつてなされた命令を意味する。

(2) 仮命令。第十七条第一項にかかわらず、扶養命令について変更命令の申請が州の裁判所になされ

(a) 申請の相手方が他州に通常に居住しており、かつ事件の事情のもとで、裁判所が、争点は本条および

カナダの新離婚法 村井

第十九条の手続によつて適切に決定されることができると納得するとき

裁判所は相手方に通知することなく、また相手方の欠席のまま、変更命令をなすことができるが、しかし、かかる命令は仮のものであり、第十九条の手続によつて確認されるまで、法律上の効力をもたず、確認されたとき、確認する命令の条項により、法律上の効力をもつ。

(3) 送達。州の裁判所が仮命令をなすとき、裁判所は州の法務長官に

(a) 裁判所の判事または職員によつて認証された仮命令の写し三部

(b) 裁判所に提出された証拠を説明または要約する確約または宣誓された書面および

(c) 相手方の氏名・住所・収入および資産について利用できる情報を与える陳述

を送付するものとする。

(4) 同じ。第三項に示された書面を受理した法務長官は、相手方が通常そこに居住している州の法務長官に書面を送付するものとする。

(5) 後続の証拠。第十九条による手続の間に、州の裁判所

(一三九) 一三九

が仮命令をなした裁判所に、後続の証拠として基礎事実を返送するとき、命令をなした裁判所は、申請人に通知したのも、後続の証拠を受理するものとする。

(6) 送達。第五項のもとで証拠が受理されたとき、証拠を受理した裁判所は、基礎事実を返送した裁判所に、証拠を受理した裁判所が適当と考える勧告とともに、証拠を説明または要約する確約または宣誓された書面を発送するものとする。

第十九条（送達）(1) 第十八条第四項によって返送された書面を受理するとき、相手方が通常そこに居住している州の法務長官は、書面を州の裁判所に送付するものとする。
(2) 手続。第三項のもとで書面が第二項によって裁判所に送付されると、裁判所は、相手方に書面の写しを、そして相手方と申請人に仮命令の確認のため審理の通知を送達するものとし、さらに、仮命令をなした裁判所に与えられた証拠を説明または要約する認証または宣誓された書面を考慮に入れ、審理にとりかかるものとする。

(3) 法務長官への返却。第一項によつて書面が裁判所に送付され、しかも相手方が明らかに州外におり、帰来しそうもないとき、裁判所は、相手方の所在および事情について

利用できる情報とともに、書面をその州の法務長官に送付するものとする。

(4) 同じ。第三項によって送付された書面および情報を受理するとき、法務長官は、書面および情報を、仮命令をなした裁判所の州の法務長官に送付するものとする。

(5) 相手方の権利。本条による手続において、相手方は、仮命令をなした裁判所の面前に提出されたと思われる基礎事実を提出することができる。

(6) 後続の証拠。本条による手続において、後続の証拠を提出するため、または他の目的のため、仮命令をなした裁判所に基礎事実を返送する必要のあることを相手方が裁判所に納得させるとき、裁判所は、基礎事実を返送し、またそのため手続を延期することができる。

(7) 確認または拒絶命令。本条による手続が終了するとき、裁判所は

- (a) 仮命令を変更なしに確認し
 - (b) 仮命令を変更して確認し、または
 - (c) 仮命令の確認を拒絶する命令をなすことができる。
- (8) 後続の証拠。裁判所は、仮命令を変更して確認する命

令または仮命令の確認を拒絶する命令をなすに先立ち、後続の証拠のために仮命令をなす裁判所に基準事実を返送するかどうか、決定するものとする。

(9) 扶養の中間命令。本条によって裁判所が基礎事実を返送するとき、裁判所は、相手方に對し、第七項のとで命令を審理中に

(a) 申請人

(b) 婚姻による子の一人または全員、もしくは

(c) 申請人および婚姻による子の一人または全員

の扶養のために、裁判所が合理的と考る一時金または定期金もしくは一時金および定期金の保証または支払もしくは保証および支払いを要求する中間命令をなすことができる。

(10) 制限および条件。裁判所は、確定または不確定の期間、もしくは特定の事件が生じるまで、第九項のもとで命令をなすことができるし、またそれについて適切かつ正当と考える制限・条件または制約を課すことができる。

(11) 適用できる規定。第十七条第四項および第六項ないし

第八項は、事情が要求する修正をうけながら、第九項のとでなされる命令について、これら諸項を対象とする変更

命令であるかのように適用する。

(12) 第七項による命令をなすとき、州の裁判所は、

(a) 裁判所の判決または職員によって認証された命令の写しを、その州の法務長官、仮命令をなした裁判所およびその裁判所が仮命令のなされた扶養命令をなした裁判所でないときは、扶養命令をなした裁判所に送付し

(b) 仮命令を変更し、または変更せずに確認する命令がなされるとき、命令を裁判所の中に綴り込み、さらに

(c) 変更して仮命令を確認する命令、または仮命令の確認を拒絶する命令がなされるとき、書面による理由（written reason）をその州の法務長官および仮命令をなした裁判所に付与するものとする。

第二十条（裁判所の定義）(1) 本条において「裁判所」とは、州について、第一条第一項に指定された意味をもち、また州の評議会における副知事によって、本条のための裁判所として指示される、州内で管轄権をもつ他の裁判所を含む。

(2) カナダ全土に法律上の効力。第十八条第二項にしたがい、第十五条、第十六条、第十七条または第十九条第九項

のもとでなされた命令は、カナダ全土に法律上の効力をもつ。

(3) 強制。 第二項によつてカナダ全土に法律上の効力をもつ命令は

(a) 州の裁判所に登録され、またその裁判所の命令と同様の方法で強制され、または

(b) 州において、その州の法律で定められる他の方法で強制されることができる。

控訴

第二十一条 控訴裁判所への控訴。 (1) 第二項および第三

項にしたがい、控訴は、本法のもとで裁判所によつて言渡されたか、またはなされた最終または中間の判決または命令について、控訴裁判所に申請する。

(2) 離婚に対する控訴の制約。 離婚を言渡す判決について、離婚が効力を生じる日またはそれ以後、控訴を申請することができない。

(3) 命令に対する控訴の制約。 本法のもとでなされた命令について、命令がなされた日より三十日以上を経過するとき、控訴を申請することができない。

(4) 延長。 控訴裁判所またはその判事は、特別の原因にもとづき、控訴の申請について第三項によつて定められた期間の経過前またはその後、命令によつて期間を延長することができる。

(5) 控訴裁判所の権限。 控訴裁判所は

(9) 控訴を棄却し、または

(1) それが公正であると判断する付加的または別個の命令を含め、言渡されるべきであったか、なされるべきであった判決を言渡し、または命令をなすか、

もしくは

(2) 判事の実質的な不正または失敗を訂正するため、そらすこと必要と判断するとき、新しい審理令について、控訴裁判所に申請する。

(new hearing) を命令することができる。

(6) 控訴の手続。 本法・規則または規程によつて特別の定めのあるときを除き、本条による控訴は、控訴される判決を言渡し、または命令をなす裁判所から控訴裁判所への控訴を支配する通常の手続によつて主張され、審理され、また決定されるものとする。

一般原則

にしたがい、本法のもとで手続がとられる州の証拠法は、書面の送達の証拠法則を含め、かかる手続に適用する。

第二十二条（外国離婚の承認） (1) 本法の施行またはそれ以後に、カナダ以外の国または国の一部の法律によって管轄権をもつ裁判所または他の国家機関によって言渡された離婚は、前夫婦の一方がその国またはその国の一端に、離婚のための手続が開始される直前、少くとも一年間、通常に居住していたとき、人のカナダにおける夫婦の身分を決定するすべての目的のために、承認されるものとする。

(2) 同じ。一九六八年七月一日以後、カナダ以外の国またはは国の一部の法律によって管轄権をもつ裁判所または他の国家機関によって、彼女が未婚であるとし、また未成年であっても、成年に達したものとして決定された、その国またはは国の一部にある妻の住所 (domicile) を基礎として言渡された離婚は、人のカナダにおける夫婦の身分を決定するすべての目的のために、承認されるものとする。

(3) 他の承認規則は留保される。本条は、本法以外の方法で言渡された離婚の承認についての他の法則を取り消し、または段損するものではない。

第二十三条（州の証拠法） (1) 本法または他の議会制定法

カナダの新離婚法 村井

(2) 推定。第三条第三項または第五条第三項のもとで、手続が連邦裁判所一事実審理部に移送されるとき、手続は、夫婦または前夫婦の双方が、場合に応じて、最も実質的に結合しているか、または結合していた州として、裁判所の指示で特定される州において行われたとみなされるものとする。

第二十四条（署名または職務の証拠） 判事または他の裁判所の職員によって認証または宣誓されることを目的として、本法による手続にしたがって提出された書面は、反対の立証がない限り、判事または職員の地位・署名または権限の証拠であり、また宣誓されることを目的とする書面のとき、書面がその面前で宣誓されることを目的とする人の地位・署名または権限の証拠となるものとする。

第二十五条（管轄権のある国家機関の定義） (1) 本条において、州の裁判所または控訴裁判所について「管轄権のある裁判所」とは、州の法律のもとで、その裁判所における訴訟手続を規制する規則を制定する通常の権限をもつ団体

(1) (1) (1) (1)

(2) 第三項にしたがい、管轄權のある國家機關は、本法のもとで、州の裁判所または控訴裁判所における手続に適用できる規則を、前示の一般性を制限することなく

手続の当事者として人を付加することを含め、裁判所における訴訟手続を規制する

(a) 口頭の審理なしに、本法のもとで行われる手続の方

法および処分について

(c) 裁判所の開廷期を規制する

(d) 訴訟費用の決定および付与について

(e) 裁判所の職員の義務を規定し、規制する

(f) 本法のもとで、手続の他の裁判所へ、または他の裁判所からの移送について、さらに

(g) 正義の目的を達成し、本法の目的および規定を実行するためには策と考えられる他の事項を規定し、また

は規制する

規則を含めて、制定することができる。

(3) 権限の行使。 第二項によつて管轄權のある國家機關に付与された裁判所または控訴裁判所のための規則を制定する権限は、もしあるならば、州の法律によつてその國家機関に付与されたその裁判所のために規則を制定する権限と

同様の方法で、また同様の制限および条件で行使されるものとする。

(4) 裁判機関または準裁判機関でない正当な権限のある国家機関により、本条にしたがつて制定された規則は、制定法上の証書に関する法律 (the Statutory Instruments Act) の意味および目的の範囲内において、制定法上の証書となり得るものとする。

第二十六条 (規程) (1) 評議会における総督は、本法の目的および規定を実行するためには規程を制定することができる、また前示の一般性を制限することなく

(9) カナダにおける離婚手続の中央登録所の設立および運用について、また

(b) 第二十五条によつて制定される規則に統一性を与えるため

規程を制定することができる。

第二十七条 (費用) (1) 評議会における総督は、命令により、法務大臣 (Minister of Justice) が本法または規程のもとでサービスをうける人によつて支払われるべき費用を定めるにとどめ許可することができる。

(2) 合意。 法務大臣は、評議会における総督の承認を得て、

第一項によつて定められた費用の徵収と送金について、州の政府と合意するといふがである。

間接的な改正

破産法 (Bankruptcy Act)

第十九条 破産法第一四八条第一項(c)は廃止され、かゝり、左記で置き代えられる。

(c) 養育・扶養または父を定める命令もしくは破産以来別居している配偶者または子の扶養および養育についての合意による債務または責任。

通告・差押および年金転換法 (Garnishment • Attachment and Pension Diversion Act)

第二十九条 「通告・差押および年金転換法」の第二十一條第一項の「財政的扶養命令」の定義は廃止され、かゝり、左記で置き代えられる。

「財政的扶養命令」とは、第二項により、離婚法または一九八五年の離婚法もしくは家族財政的扶養についての州の法律によつてなされた(支払延滞金についての命令または判決を含み)扶養・別居手当 (alimony)

または養育についての命令または判決を意味する。

商船員損害賠償法 (Merchant Seamen Compensation Act)

第三十条 商船員損害賠償法のフランス語版の第四十一條(b)節は廃止され、かゝり、左記で置き代えられる。

(b) 船員は、カナダに居住するにかかるはず、彼の妻および子の扶養料を供給する責任がなく、その他の妻またはの家族の扶養料を供給すべき命令または扶養料命令 (Une ordonnance alimentaire) は、の船員に対し管轄権をもつ裁判所によって言渡された。

年金法 (Pension Act)

第三十一条 (1) 年金法の第三十四条第五項は廃止され、かゝり、左記で置き代えられる。

(5) 別居手当・養育費または扶養料が与えられている女性への年金。死亡した軍隊の一員から離婚され、裁判別居され、もしくは書面または他の合意によつて別居された女性は、年金をうける資格がない。但し、彼女が別居手当または扶養料を与えられていたか、もし

くは別居合意の条項のもとで手当 (allowance) を受けた権利をもつていたときは、この限りでなく、この場合に、委員会は

(a) その一員の未亡人として資格をもつたにちがい

ない年金、または

(b) 彼女に与えられていた別居手当・養育費または扶養料と同等の年金、もしくは別居合意の条項の

もとで彼女が権利をもつていた年金

のうち、額の少いものを彼女に与えることができる。

(2) 該法律の第三十四条第六項は廃止され、かつ、左記で置

き代えられる。

(6) 別居手当・養育費・扶養料または扶養的手段が支給されないときの年金。第五項にかかわらず、女性が、死亡した軍隊の一員から離婚され、裁判別居され、もしくは書面または他の合意によって別居されたとき、そしてかかる女性が扶養を必要とする状況にあるとき、たとえ彼女に別居手当・養育費・扶養料または扶養的手段が与えられていかなかったか、または別居合意のもとで手当をうける権利がなかったとしても、委員会の意見によれば、彼女が正当な法の手続 (due process

of Law) のもとでそれを申請していたならば、彼女は別居手当・養育費・扶養料または扶養的手段をうける権利があつたにちがいないとき、委員会は、裁量により、いずれの額も未亡人に適用できる、B表に定められた額または第三十四条第三項一によつて決定される額を越えない額の年金を与えることができる。

廃止

第三十二条 離婚法は廃止される。

経過的規定

第三十三条 法律の発効前に生じる事実にもとづく手続。

手続は、本法のもとで、手続または手続についての管轄権を生じさせる実質的事実または事情が、全部または一部、本法が効力を生じる日より前に生じていたにもかかわらず、開始されることができる。

第三十四条 法律の発効前に開始された手続。本法が効力を生じる日より前に離婚法のもとで開始され、しかもその日より前に最終的に解決されていない手続は、該法律が废止されたなかつたかのように、その日の直前に読まれたとい

るによつて取り扱われ、解決されるものとする。

第三十五条 以前になされた命令の変更および強制。 (1)

本法の第三十四条によつてなされた命令を含め、離婚法の第十一条第一項のもとでなされた命令およびカナダにおいて一九六八年七月二日より前に言渡されたか、同日以後に該法の第二十二条第二項によつて言渡された離婚判決に付隨的になされた同様の効力をもつ命令は、本法の第十七条第十項を除き、第十七条ないし第二十条により

(a) 命令は、事情がそれを必要とする扶養命令または監護命令であり、かつ

(b) 第十七条第四項および第五項において、「またはその命令を変更する離婚法の第十一条第二項のもとでなされた最後の命令」という文言が、「または該命令についてなされた最後の変更命令」という文言の直前に付け加えられたかのように、変更・取消・延期または強制されることができる。

び第十六条のもとでなされたかのように、本法の第二十条によつて強制されることができる。

(3)

以前になされた命令の譲渡。 離婚法の第十条または第十二条のもとでなされた夫婦および婚姻による子の扶養のための命令は、本法の第三十四条によつてなされた命令および一九六八年七月二日より前にカナダにおいて言渡されたか、または本法の第二十二条第二項によつて同日以後に言渡された離婚判決に付隨的になされた同様の効力をもつ命令を含め、第十五条第九項によつて指名された人に譲渡されることができる。

第三十六条 手続法は継続される。

離婚法のもとで制定された規則・規程および第二十五条第二項のもとでそれについて規則が制定されることのできる事項について、それにしたがつて制定された他の法律・規則・規程または他の文書の条項であつて、本法が施行される日の直前にカナダまたは州において効力をもつっていたものは、本法により、または本法のもとで制定されたかのよう、本法のもとで制定された規則または規程によつて廃止または変更されるまで、もしくは本法のもとで規則または規程を制定することにより、これらの規則または規程と両立すると表示される

神戸学院法学 第一八卷第一・二号

まで、引続いて効力をもつ。

発 効

第三十七条 本法は、宣言(Proclamation)によって定められる日に効力を生じるものとする。

追記——本稿のうち、離婚法(一九八五年)は、昭和六一年度の大学院特殊講義において、磯部恭子、遠藤順子、久保田和昌、佐野光彦の四君が輪読したもの的一部で、文責はすべて筆者にある。